

上島町過疎地域持続的発展計画（案）

（令和 8 年度～令和 12 年度）

愛媛県 上島町

1 基本的な事項	1
(1) 上島町の概況	
(2) 人口及び産業の推移と動向	
(3) 上島町行財政の状況	
(4) 地域の持続的発展の基本方針	
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	
(7) 計画期間	
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	12
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
3 産業の振興	14
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 産業振興促進事項	
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	
4 地域における情報化	20
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	23
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	

6 生活環境の整備	26
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	32
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
8 医療の確保	36
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
9 教育の振興	38
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
10 集落の整備	42
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	
11 地域文化の振興等	43
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	

12 再生可能エネルギーの利用の推進	44
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	46
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	

1 基本的な事項

(1) 上島町の概況

ア. 町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

上島町は、平成の大合併により平成 16 年 10 月 1 日、弓削町・生名村・岩城村・魚島村の 4 町村が合併、誕生した。

愛媛県の北東部、広島県境に位置し瀬戸内海のほぼ中央に浮かぶ上島諸島（有人島：弓削島、佐島、生名島、岩城島、赤穂根島、無人島：京ノ小島、豊島、小島、百貫島、坪木島、能小島、鶴島、平内島、亀島、甑島、大島、小島、鳶ノ小島、津波島、鵜ノ糞島）及び魚島群島（有人島：魚島、高井神島、無人島：小島、江ノ島、瓢箪島）から構成されている。

面積は、30.38km²、気候は瀬戸内海特有の温暖な多照寡雨で、平均気温は 15～16℃、年間降雨量 1,000mm 前後で、冬期にもほとんど積雪は無い。

周囲は、瀬戸内海国立公園区域に囲まれ、風光明媚な瀬戸の景勝拠点地である。

様々な歴史的背景を持つ 4 町村が合併し誕生した上島町であるが、江戸期は、今治藩・松山藩に属し、また民間航路の要衝でもあった当地域では、諸大名の参勤交代の要路で、港を中心として商業や廻船業で大いに賑わっていたと伝えられている。

上島地域では、農業・漁業が主産業であったが、近隣の造船関連産業の発達により、就業・経済圏において、その中心地であった尾道市因島への依存度が高まった。しかしながら、オイルショックとそれに続く造船海運不況により、離職者が相次ぎ、住民の島外流出に拍車がかかり、本町経済に深刻な打撃を与えたことから過疎化が始まり、少子化も相まって今日に至っている。

魚島地区は、地理的条件から、造船関連産業とのかかわりはほとんどなく、古くから漁業を主産業として発展してきている。

交通機関は、広域航路の今治～岩城～佐島～弓削～生名～因島を結ぶ快速船、生名～三原を結ぶ高速船が就航している。地域間航路としては、魚島～高井神～豊島～弓削～因島、生名～因島を結ぶ公営渡船をはじめとして、広島県尾道市との間に民間航路が就航している。

本町の産業構造は、第二次・第三次産業の占める割合が高く都市型の産業構造を示している。特に岩城地区の造船関連企業は、近隣から多くの就業者を迎え入れながら活発な企業活動を展開している。

イ. 町における過疎の状況

昭和 55 年の国勢調査人口は、12,669 人であったが令和 2 年には 6,509 人で実に 48.6% もの減少を示している。

昭和 60 年から平成 7 年を比較すると 2,733 人（22.6%）の減少であることから大幅な人口流出があったことがわかる。

これは、本町の経済基盤を維持してきた造船業の不況による合理化のため、若年労働者やその家族を中心として、本町から県内外に流出したことが大きな要因と考えられる。

平成 7 年から平成 12 年で 775 人減（8.3%）、平成 12 年から平成 17 年で 507 人減（5.9%）、平成 17 年から平成 22 年で 450 人減（5.6%）、平成 22 年から平成 27 年で 513 人減（6.7%）、平成 27 年から令和 2 年で 626 人減（8.8%）と人口減少は続いている。

その対策として上島町過疎地域自立促進計画等により、産業や生活の基盤である交通網の整備促進、防災施設やごみ処理施設、下水道などの生活環境の整備、CATV などの情報通信体系の整備など町民生活の基本的な施設整備を中心に、地域活性化を図るための諸施策が推進されてきた。

しかしながら、人口減少に歯止めがかかっておらず、令和 2 年の国勢調査では高齢者（65 歳以上）の割合が全体の 45.4% を占めているのに対して、0～14 歳 7.0%、15～64 歳 47.4% と、深刻な少子高齢化が進んでいる。

ウ. 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性等を踏まえた町の社会経済的発展の方向の概要

本町の産業構造の変化は、産業就業別人口比率によると、昭和 55 年の国勢調査では第一次産業 17.4%、第二次産業 42.4%、第三次産業 40.2% で、令和 2 年には、第一次産業 9.1%、第二次産業 34.3%、第三次産業 56.6% となっている。なかでも、第一次産業の後継者不足、オレンジの自由化による価格破壊等による農業の衰退が顕著である。

本町は、広島県尾道市と県境を隔てているものの至近距離にあり、経済的な影響を強く受けてきた。特に第二次産業である造船業は、尾道市因島の造船所とともに発展を遂げてきたが、昭和 60 年代の 2 度にわたる造船不況による合理化のため、大きな打撃を受け、就業者の都市部への流出を招いた。

近年、造船業界の好況の時期はあったものの、景気は後退傾向にあり、本町を取り巻く社会経済環境の大きな変化は期待できず、新たな産業形態創出などの転換を迫られている。

また、魚島地区については、その地理的特性から、今後も、漁業振興を進めいくことが必要である。

（2）人口及び産業の推移と動向

人口の推移を見ると、昭和 55 年には 12,669 人であった本町の人口は、令和 2 年には 6,509 人と急激に減少している。

また令和 2 年の国勢調査では高齢者（65 歳以上）の割合が全体の 45.4% を占めているのに対して、0～14 歳 7.0%、15～64 歳 47.4% と、深刻な少子高齢化が進んでいる。

産業別人口は、昭和 55 年(国調)就業人口 5,407 人に対し、産業就業比率は、第一次産業 17.4%、第二次産業 42.4%、第三次産業 40.2%であったが、5 年周期の調査では毎回減少を続け、令和 2 年には就業人口 2,758 人 (51.0%) と大幅に減少している。

産業就業比率の状況は、第一次産業は 9.1%、第二次産業は 34.3%、第三次産業は 56.6%となっている。

このように、第一次産業、特に柑橘経営の不振で農業就業者の減少は著しく、高齢化による労働力の質的低下と後継者不足及び鳥獣被害が問題となっている。また、第二次・第三次産業は、尾道市因島の造船関連業の発展とともにその比率を高め、特に昭和 45 年以降、急速に都市型産業構造に移行した。

しかし、外部依存型の経済体質の上に、造船海運業界の不況も相まって、その結果、若年労働力の流出を招き、就業者数は、昭和 45 年をピークに大きく減少し、地域活力の低下が懸念されている。こうした中で近年農業では「青いレモン」をキャッチフレーズに、柑橘類を加工したジャムやケーキ等の農産物加工品が、町の農業の顔となってきている。また、造船業は町の産業の中心となっているが、その経営環境は非常に厳しい状況に置かれている。

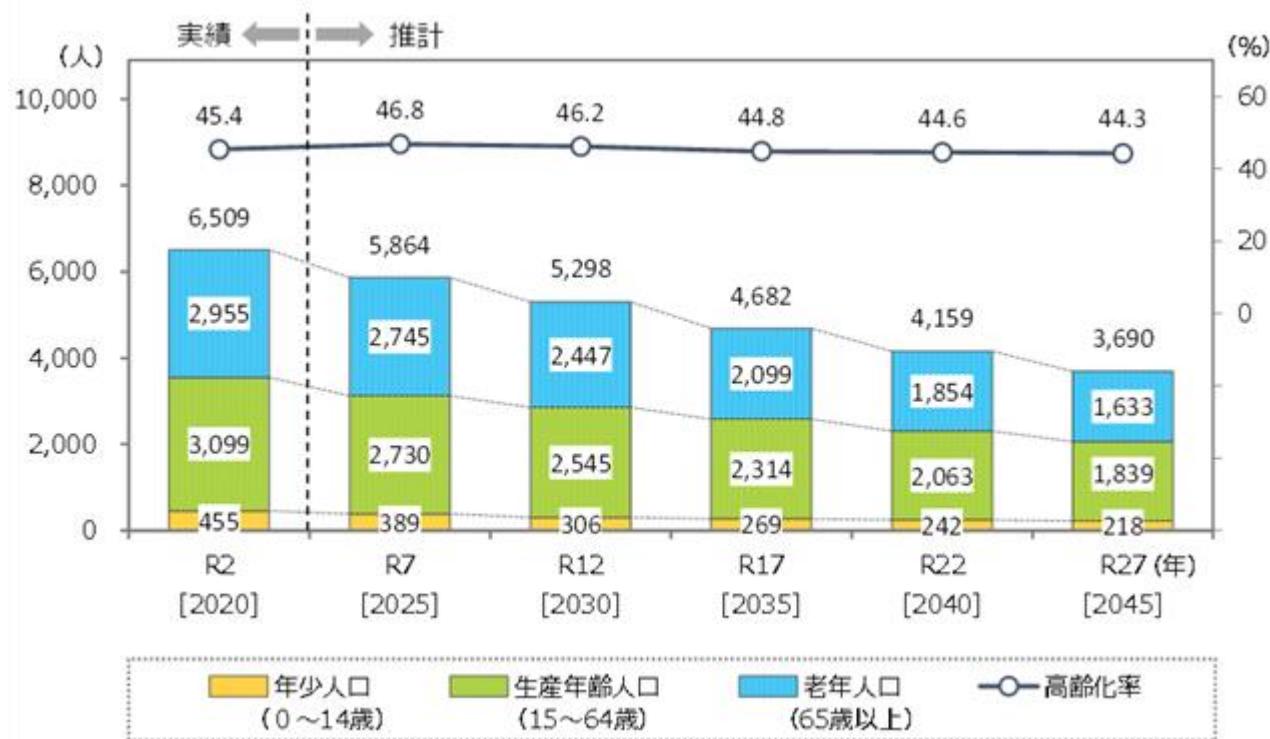
今後、産業経済の動向を把握することは難しいが、町では各分野の研究開発、人材育成に努め地場産業の振興を図るとともに、地域の素晴らしい自然などを活かした観光開発等に重点をおいた新しい産業を興すことにより、就業人口及び交流人口の増加を図る必要がある。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人	人	%		人	%	人	%	人	%
	12,669	10,442	△17.58		8,098	△22.45	*7,135	△11.89	*6,509	△8.77
0~14歳	2,716	1,663	△38.77		694	△58.27	548	△21.03	455	△16.97
15~64歳	8,268	6,670	△19.33		4,629	△30.60	3,554	△23.22	3,088	△13.11
うち 15~29歳(a)	2,350	1,455	△38.09		1,040	△28.52	1,045	0.48	973	△6.89
65歳以上(b)	1,682	2,109	25.39		2,775	31.58	3,026	9.05	2,953	△2.41
(a)/総数 若年者比率	%	%	—		%	—	%	—	%	—
18.55	13.93				12.84		14.65		14.95	
(b)/総数 高齢者比率	%	%	—		%	—	%	—	%	—
	13.28	20.20			34.28		42.41		45.37	

*年齢不詳を含む。

表1-1(2) 人口の見通し



資料：令和2年：総務省「国勢調査」

令和7年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2023年推計）」

表1－1（3）産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 12 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減数	実数	増減数	実数	増減数
総 数	人 5,407	人 4,280	% △20.8	人 3,537	% △17.4	人 2,899	% △18.0	人 2,758	% △4.9
第一次産業 産業人口比率	% 17.4	% 15.8	—	% 12.9	—	% 8.9	—	% 9.1	—
第二次産業 産業人口比率	% 42.4	% 38.4	—	% 36.2	—	% 35.6	—	% 34.3	—
第三次産業 産業人口比率	% 40.2	% 45.8	—	% 50.9	—	% 55.5	—	% 56.6	—

（3）上島町行財政の状況

平成の大合併といわれ全国で合併協議が進む中、本町においても、平成 16 年 10 月 1 日、構成町村それぞれの歴史と文化を礎として、「上島町」の第一歩を踏み出し 20 年経過したところである。

ただし、合併したからといって小規模自治体にとって今まで以上に財政力が強化されることは望めず、上島架橋整備については、令和 3 年度の岩城橋の完成をもって、「ゆめしま海道」が全線開通したが、離島どうしの合併という地理的な制約は、スケールメリットを生かした施設整備や類似施設の統合といった、通常の合併なら可能なメリットが生かせず、効率的なまちづくりを進める上で大きな障害になっている。今後、上島架橋整備の効果を最大限に發揮すべく、公共施設等の統廃合を検討していかなければならない。

このような状況下、限られた財源を合理的、効率的、重点的な配分に徹し、国の制度変更や地方財政計画を踏まえつつ中長期財政計画の策定をし、次の 4 点に取り組んでいる。

- ① 町税等の徴収率の向上、受益と負担の適正化、国県交付金・補助金の効果的な運用、適正な町債の発行等による財源の確保。
- ② 事務事業の評価及び見直しを行い、また適正な定員管理により人件費の抑制を図ることで、経常的経費の削減に取り組む。
- ③ 公債費負担の適正化については、町債発行額を原則、元利償還額以下に抑制するとともに、交付税算入率の高い起債を優先的に活用することで、実質公債費の軽減を図る。
- ④ 上島町第 3 次総合計画の指針に沿って長期展望に立った行財政運営の展開を図るため、経常的経費の徹底した削減に努め、財源の重点的効率的配分に留意し、効率的な行財政運営に取り組む。

表1－2（1）財政の状況

(単位：千円、%)

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	9,826,884	6,695,449	8,259,553
一般財源	4,433,520	4,522,400	4,442,259
国庫支出金	1,926,852	430,890	1,284,464
都道府県支出金	807,942	337,287	549,249
地方債	1,509,500	767,700	895,100
うち過疎対策事業債	74,000	106,900	187,400
その他	1,149,070	637,172	1,088,481
歳出総額 B	9,243,618	6,467,091	8,139,918
義務的経費	2,290,732	2,574,219	2,852,124
投資的経費	4,491,309	1,303,202	1,671,198
うち普通建設事業	4,490,773	1,287,122	1,654,543
その他	2,461,577	2,589,670	3,616,596
過疎対策事業費	1,002,415	5,013,971	1,594,691
歳入歳出差引額 C (A-B)	583,266	228,358	119,635
翌年度へ繰越すべき財源 D	146,686	133,304	72,699
実質収支 C-D	436,580	95,054	46,936
財政力指数	0.240	0.185	0.155
公債費負担比率	14.0	21.3	22.6
実質公債費比率	10.2	9.9	12.9
経常収支比率	80.7	89.3	96.4
将来負担比率	58.9	25.2	44.9
地方債現在高	11,196,757	11,324,818	9,980,764

表1－2（2）主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	17.7	28.1	31.6	34.9	37.1
舗装率 (%)	83.3	93.4	94.4	94.7	95.0
農道					
延長 (m)	48,820	61,821	65,443	65,505	65,505
耕地 1ha当たり農道延長 (m)	34.3	53.8	57.3	206.6	261.0
林道					
延長 (m)	4,761	6,542	7,140	7,140	7,140
林野 1ha当たり林道延長 (m)	3.2	4.4	4.8	4.8	4.9
水道普及率 (%)	44.6	77.5	85.7	91.6	93.4
水洗化率 (%)	13.9	28.4	56.1	90.1	95.6
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	1.6	1.9	2.2	0.1	0.0

（4）地域の持続的発展の基本方針

本町の根本的な課題は、離島という地理的条件から日常生活の非利便性が人口減少を加速させ、これに伴い、地域活力の低下が生じていることにある。

国や県の平均を上回るペースで過疎化、少子高齢化がすすむとともに、農林水産業の後継者不足や商業の低迷が続くなか、地域内を連結する公共交通網や救急医療など住民生活を支える基盤の一層の充実が求められている。

一方で、瀬戸内海の豊かな自然や景観が多く残され、それぞれの島の歴史や文化に恵まれるとともに、瀬戸内海の温暖な気候に育まれた高品質な農水産物の産地であることや、基幹産業である造船業により地域の経済を支えていること、独立行政法人国立高等専門学校機構弓削商船高等専門学校の立地など、他地域にはない大きな特性を有している。

こうした状況を踏まえ、課題を克服し、特性を活かすことにより、本町の持続的発展を図るため、町民と行政が一体となり社会の変化に対応したまちづくりをすすめられるよう、上島町総合計画において、町の将来像を以下のとおり定める。

○ 上島町の将来像『島を活かし 人が輝く 夢の島』

上島町は25の離島のみで構成されており、島ならではの自然の恵みやロケーション、歴史文化・営み、暮らしがある。また、都会と比べて時間の流れがゆったりとしており、自らの趣味や家族・友人との時間を大切にできる幸せな環境が整っている。そのような「島」であることの強みを活かし、希望を持って働く環境づくり

や新たなチャレンジを応援することで、世代を問わず町民の誰もが輝ける、夢を描き続ける島であることを目指す。

上島町の将来像である「島を活かし 人が輝く 夢の島」を実現するために、以下の5つの基本目標を立て実施する。

① 「海と自然、なりわい」

- ・人と海・山・里が共存するまちづくり
- ・誰もが希望をもって働き、活気あふれるまちづくり

本町には世界に誇れる景観と自然環境があり、私たちの心を豊かにしてくれるとともに、町の産業の基盤となっています。この景観と自然環境を次世代につないでいくため保全に取り組みつつ、農林水産業の振興を支えます。また、町の活力の維持・向上のため、人生のどのタイミングでもチャレンジできる就労の場づくりや創業を支援するとともに、地場産業の活性化に取り組みます。

② 「教育・歴史・文化」

- ・こどもも大人も学び続けられるまちづくり
- ・歴史・文化を継承し、活かすまちづくり

こどもたちが島の文化や伝統の中で育ち、歴史を学ぶことを通して、本町に誇りと愛着を持ち、町と関係を持ち続けられるよう、学校・家庭・地域が連携して教育環境の充実を図ります。また、こどもから大人まで、幅広い世代の町民が充実した人生を過ごせるよう、歴史・文化・芸術・スポーツ等にかかわることのできる機会の提供や環境整備を行います。

③ 「暮らし」

- ・誰もが今ある豊かで幸福な暮らしを継続していくまちづくり

公共交通や社会福祉制度、子育て支援を維持・充実させることで、島に新たに移住する人も含め、誰もが幸せに過ごせる便利で生活しやすい、住み続けたいまちづくりを進めます。加えて、安全・安心に暮らせるまちをつくるため、地域住民と連携して防災対策や防犯対策に取り組みます。

④ 「人ととの関係」

- ・人が活発に交流し、ふれあいのあるまちづくり

ゆめしま海道の景観や島の人たちの温かさは、国内外の多くの人の心をつかみ、観光誘客や関係人口・交流人口の拡大に寄与しています。人ととの交流を生み出す取組と観光客の消費を促す取組により、町全体の活性化につなげ、上島町に関わりたい・また来たいと思える魅力あるまちづくりを進めます。

⑤ 「行財政」

- ・持続可能な行財政運営ができるまち

人口減少等により財政状況が厳しくなる本町において、時代の流れに対応した行政サービスを提供するため、DXを推進し、効果的な施策や業務の効率化に取り組むことで、持続可能なまちづくりを進めます。また、広報広聴活動に

力を入れ、本町の魅力を発信するとともに、町民の声を聴く機会を創出し、その視点を取り入れた施策を展開します。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

ア. 人口に関する目標

人口減少及び少子高齢化が顕著になっている本町では、こうした状況を食い止めるための対策が急務となっている。

令和8年3月に策定した「第3次上島町総合計画」では、令和32（2050）年の人口を4,000人以上と展望し、各種施策の展開により、令和17年に5,191人、令和27年に4,407人を維持することを目標としている。

そこで、この展望に基づき、本計画の最終年である令和12年度末における人口の目標を5,668人とする。

また、本町における人口の社会増減は、年ごとに増減はあるものの近年は概ね拮抗で推移している。今後、更に移住・定住支援策等を展開することにより、計画期間中の社会増減について、転入超過の維持を目指す。

（参考：平成23年から令和2年までの社会増減の10年間平均 △21人／年）

イ. 財政力に関する目標

No.	評価指標	基準値 (R6)	目標値 (R12)
1	納税者数	2,769人	2,664人
2	課税対象所得	7,344,709千円	7,050,921千円

ウ. 地域の実情に応じた地域の持続的発展のための目標

No.	評価指標	基準値 (R6)	目標値 (R12)
1	相談窓口を通じた移住者数	54人	65人
2	観光入込客数	163,588人	225,000人

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の実効性を高めるため、過疎対策事業債を充てた事業について、事後評価を実施のうえ、必要に応じて、計画内容の見直し、事業の追加・変更を検討する。

(7) 計画期間

本計画は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

令和4年3月に改定した上島町公共施設等総合管理計画では、多くの施設を抱える現状、将来人口の減少及び厳しい財政状況等を踏まえつつ、持続可能なまちづくりを実現するため、公共施設等の①総量及び配置の見直し、②適正な維持管理の推進を基本方針として掲げている。

そのため本計画に記載された全ての公共施設等の整備についても、上島町公共施設等総合管理計画に適合するよう取り組み、適正な管理を推進するとともに、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

【参考：上島町公共施設等総合管理計画基本方針】

基本方針1：総量及び配置の見直し

- ・人口規模や年齢構成、財源不足を見据え、統廃合や複合化を検討し、住民サービスを維持しつつ、規模の適正化に取り組む。
- ・岩城橋の開通を契機として、集約化や多機能化により、最適配置の実現を図り、総量の縮減に取り組む。

基本方針2：適正な維持管理の推進

- ・少子高齢化や人口減少に伴う利用需要の変化を見据え、費用対効果を踏まえた、効率的な維持管理の実現に取り組む。
- ・生活基盤に必要不可欠な道路や上下水道等を中心として、点検診断・改修等に係るメンテナンスサイクルの確立に取り組む。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア. 移住・定住

相談窓口を通じた移住者数は、平成 26 年度では 3 名であったが、毎年増加の傾向がみられ、令和 6 年度では 54 名であった。移住相談数も増加しているが、本町には、民間不動産会社がなく移住者に対しての住居の確保が課題の 1 つとなっており、空き家バンク制度等、受け皿となる住居のさらなる充実を図る必要がある。

イ. 地域間交流

旧 4 町村で、以前から多分野での異種交流がすすめられている中、合併により同一市民になったことを機に、上島架橋の効果も活かし、以前にもまして地域間・世代間・業種間交流を促進し一体化を図る必要がある。

ウ. 人材育成

本町では、人口減少及び少子高齢化による後継者の不足・断絶、新規事業の担い手不足が深刻化し、今後の社会経済の活力への影響が懸念されており、地域を支える新しい担い手の育成を進めていく必要がある。

(2) その対策

ア. 移住・定住

令和 2 年度に相談窓口を設置し、移住定住ポータルサイトを開設。移住希望者に対して住居に関する紹介や各種補助制度の周知、本町の魅力発信を行いながら、SNS を活用した相談窓口の拡充を行っている。

また、空き家活用事業として、改修工事、家財道具等の処分、所有権移転登記の手続き及び引っ越しに要する経費に対して補助を行うとともに、令和 3 年度から空き家バンクは、物件だけでなく、空き地（土地）の登録も可能とした。

イ. 地域間交流

離島である本町にとって、地域間交流の促進は、今後、ますます重要となってくることから、本町の歴史・文化・自然を生かした地域間交流を積極的にすすめ、新たな『交流の場』の形成・拡大に繋げていく。

また、イベントは住民同士及び来訪者との交流を促進する絶好の場である。既存の駅伝や桜まつり等を手がかりに音楽祭など、多彩な交流イベントを実施する。

ウ. 人材育成

人材確保、就業者や担い手の確保と育成に加え、働きやすい職場環境の整備等を推進し、安定した地域雇用の促進に努めるとともに、地域おこし協力隊をはじめとした地域外の人材を積極的に活用し、地域活力の維持・強化を図る。また、障がい

者や女性、外国人など、あらゆる人がスムーズに就労できる支援に取り組む。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 地域間交流 (5)その他	移住定住促進推進事業 内容：空き家活用事業、移住定住体験事業、農漁業体験事業 必要性・効果：高齢化等による新たな担い手、後継者不足解消、移住者の確保 町民音楽祭等交流イベント事業 内容：町民音楽祭等イベント開催 必要性・効果：イベント開催による住民同士、来町者との交流の促進 地域おこし協力隊事業	町 町・団体 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上島町公共施設等総合管理計画との整合性を図り、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア. 農業

離島からなる本町は、平坦地に乏しく、農地の多くが急傾斜地の段々畑で小規模な経営形態であったことから第2種兼業農家が多く、そのほとんどが温州みかん栽培であった。

昭和40年代後期の生産過剰による価格低迷や、就業者の高齢化がすすみ、眞の専業農家は減少の一途にある。

県今治支局地域農業育成室しまなみ農業指導班岩城駐在所（旧県果樹試験場岩城分場）においては、長年適産物の研究や普及促進活動を行っており、行政においても施設栽培によるレモンやライム、新品種の柑橘への転換を重点的に行いブランド化が図られている。

また、近年では都会からのIターンによる農業従事者もあり、耕作放棄地解消の一助となっているが、高齢化の波は農家へ重くのしかかり、農家個々の先端的な投資は困難な状況にある。

さらに、野生鳥獣による農作物被害により、営農意欲の減退や離農を増やすためにも、鳥獣被害防止対策が必要である。

イ. 漁業

本町は、周囲を海域に囲まれ、沿岸一帯には、天然磯・好漁場が多く点在していたことから、以前は、水産動物・魚介類を対象とした定置網、刺し網、一本釣り、底引き網など、獲る漁業が中心であった。

しかしながら、自然環境の悪化、漁場の荒廃等により漁獲量が減少したことから魚礁・増殖礁による漁場造成や資源保護を進めると同時に、弓削地区ではノリ養殖、生名・岩城地区では、エビ・ヒラメ・マダイ等の養殖、魚島地区ではマダイ・ヒラメ等の中間育成など、つくり育てる漁業への移行が進んでいるが、近年は地球温暖化による海水温の上昇、海の栄養不足等により、漁期が短縮され、漁獲量の減少に拍車がかかり、不安定な経営状態が続いている。

ウ. その他の産業

第二次産業

本町の弓削、生名地区は、広島県尾道市への就業者が多く、外部依存型の経済体质となっている。

岩城地区には、農村工業導入促進法等により誘致された造船企業等4社の造船関連企業があり、町内産業の重要な基盤となっているが、町全体としては、零細な経営規模の企業が多い。

建設業は、公共事業に頼らざるを得ない状況にあり、近年の公共事業の縮減傾

向により、建設業就業者は減少傾向にある。

造船業は、新造船の建造・艤装、船体ブロックの製造及び船舶艤装品製作等、造船に関する種々の生産が行われているが、全体的な生産量は減少傾向にあり、海運業界における海上輸送需要の回復等、市況は比較的安定的に推移しているものの、厳しい状況が続いている。

第三次産業

本町では、サービス業、卸小売業など第三次産業の就業者がかなりの就業率を占めているが、町内のみを商圈とする傾向にあり、今後は町外に向けた商圈を確立してゆく必要がある。

観光業については、離島でありながらもアクセス性の高さから、そのほとんどが通過型の観光となっていたが、平成 25 年度に上島町観光協会を設立し、滞在型の観光コンテンツの情報発信や体験型の観光メニュー（SUP やシーカヤックなど）を提供している。今後も、ゆめしま海道を活用したサイクルツーリズムや海の駅舎「ふらっと」を拠点とする交流人口・関係人口の創出、町内の観光事業者と連携した誘客策の展開など、変化し続ける観光ニーズに応じた受入環境を整備する必要がある。

（2）その対策

ア. 農林業

農村環境保全向上活動支援事業、未来型果樹産地強化支援事業、ワーキングホリデー、お試し就業研修事業、農林漁業インターーン事業等による各種施策を展開し、新たな担い手確保、農地の有効利用、作物別集団化、技術体系の確立・高品質化に努め、レモン・ライムや新品種等への積極的な転換を重点的に推進するとともに、施設栽培による周年供給体制を推進し、産地化・ブランド化に努め後継者の確保・育成を図る。

農道等の農業生産基盤、農業集落排水施設等の生活環境施設の整備及びかんがい排水事業を総合的に展開し、生産性の向上と経営の合理化・近代化の推進を図る。また、地域農産物の付加価値を高めるため 6 次産業化を目指し、製品加工化、販売体制の確立を進め、日本有数の柑橘を活用した観光農園への挑戦、新たな産業おこしの推進を図る。

鳥獣被害防止対策事業等による施策を展開し、有害鳥獣捕獲を効率的に進めるとともに、有害鳥獣捕獲隊の組織化の促進、捕獲活動の強化、野生鳥獣による農作物等被害の軽減を図る。

計画的な植林・保育事業の推進と林道整備、維持管理に努める。また林業のみならず自然環境や生活環境保全対策における森林保全管理及び自然観察道としての役割も果たすことにより多面的な利用を推進する。

イ. 漁業

安定した資源管理型漁業による経営基盤の確立を目指すため、生産基盤整備や漁場管理システムを中心に生産革新を図る。また、資源管理型漁業の定着促進のため、漁場環境保全、流通機能向上、活力ある漁村の形成、安定した漁業経営確立に向けて新技術の導入などを進める。

水産基盤整備事業等の推進により、漁場の開発確保に努め、併せて種苗放流を実施し資源培養管理型漁業の形成を図る。また、海の栄養供給に係る環境改善活動を実施し、漁獲量の向上を図る。さらに、ノリ養殖では、適正規模による計画的生産を推進するとともに、効率的な生産流通体制の確立を図る。

養殖漁業では、ブランド化による差異化、適正規模による計画的生産を推進することにより、所得の向上及び雇用の促進を図る。

漁業の生産基盤である漁港施設の総合的な整備により、水産業の振興並びに地域経済の発展を図る。加えて、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する海業（うみぎょう）の振興に取り組む。

ウ. その他の産業

既存企業のより一層の発展及び安定経営に資するため、流通の改善のための交通体系改革に努力し、人材確保、新分野開拓に積極的な取組みを実施する。

公共事業を軸に展開する建設業は、積極的で斬新な長期計画に基づく重点的な供給により安定化を図る。また、技術者の養成等、技術の向上を図る。

本町の基幹産業である造船業については、造船施設の強化や人材確保・技術者育成のための体制強化、交通アクセス向上等、造船振興に関する多方面の支援策を実施し、社会情勢に合致した造船振興に取り組み、地域の持続的発展に努める。

伝統産業と地場産業の複合的な振興を図るため、ブランド化の推進、技術力の向上、情報ネットワークによる販売、生産情報の入手、インターネットの活用等を推進するとともに異業種交流の促進により地場産業振興の確立を図る。

社会ニーズに即した観光産業の下支えと現有施設の有効活用、地域の特色を生かしたイベントを実施することにより、より一層の観光客誘致を図る。また、補助金等による町内での新規創業や事業展開するための支援、全町光ネットワークを活用したサテライトオフィス誘致やワーケーション希望者の誘致など、町の魅力向上や地域資源を活用した新たな産業おこしに寄与し、更に他地域との交流の場の拡大を目指す。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 農業 林業	農業農村整備事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 森林整備事業	町 町 町	

	水産業	水産環境整備事業 魚礁、増殖礁	町	
	(2)漁港・港湾施設	海岸メンテナンス事業 岩城漁港埋立事業	町	
	(3)経営近代化施設	水産物供給基盤機能保全事業 水産業振興施設整備事業補助	町	
	(9)観光又はレクリエーション	観光施設整備事業	町	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	レモン産地育成支援事業 内容：レモン苗木の購入費補助 必要性・効果：レモンの産地化 遊休農地再生利用対策事業 内容：遊休農地再生利用者への補助 必要性・効果：耕作放棄地の活用 農作物渴水対策事業 内容：渴水対策に資する取組への補助 必要性・効果：渴水への対策 農村環境保全向上活動支援事業（多面的） 内容：農地維持活動、資源向上活動 必要性・効果：農地、農道及び水路等の維持管理、景観形成 鳥獣被害防止対策事業 内容：有害鳥獣の捕獲、防止対策補助 必要性・効果：農作物被害減少による農家生産意欲の向上 有害鳥獣総合捕獲事業 内容：有害鳥獣の捕獲を促進し、野生鳥獣による農林作物等の被害軽減 有害鳥獣捕獲隊育成事業 内容：有害鳥獣捕獲隊の組織化の促進、捕獲活動の強化 猟銃等取得促進事業 内容：猟銃購入経費の補助 生活環境保全林維持管理事業 内容：保全林維持管理 必要性・効果：保全林の保護、災害防止	町	

		林業・木材産業循環成長対策事業 内容：松くい虫防除 必要性・効果：松林の保護、環境保全	町	
		新規就農者育成総合対策事業 内容：経営開始資金、経営発展支援事業 必要性・効果：新規就農者の確保、育成	町	
		新規就農者確保緊急円滑化対策事業 内容：世代交代・初期投資促進事業 必要性・効果：新規就農者の確保、育成	町	
		新規就農支援事業 内容：ワーキングホリデー、お試し就業研修、インターン 必要性・効果：新規就農者の確保、育成	町	
	商工業・6次産業化	商工業育成事業 内容：商工会補助、特產品販路拡大事業等 必要性・効果：地域の商工業活性化	町	
	観光	観光推進事業 内容：観光パンフレット・PRグッズ作成・観光情報発信事業、桜まつり等イベント開催、サイクルフリー関係事業、観光施設整備・運営事業等、観光協会補助、滞在型観光事業 必要性・効果：観光客誘致による地域の活性化、産業の振興	町	
	企業誘致	過疎地域等自立活性化推進事業 内容：空家を活用した人材・企業の誘致 必要性・効果：人材・企業誘致による過疎化の抑制、地域の活性化	町	
	その他	魚島観光センター運営事業 内容：魚島観光センター運営費 必要性・効果：観光客誘致による魚島地区の活性化	町	
		新規創業・事業展開支援事業 内容：町内で新規創業や事業展開するための補助 必要性・効果：観光客誘致による地域の活性化、産業の振興	町	
		海岸保全施設長寿命化計画策定事業 内容：港湾施設に隣接する港湾海岸等について長寿命化計画を策定する。	町	

		必要性・効果：計画性のある補修計画を策定することで、より長期的な機能保持と島内主要産業、観光振興に資することが可能となる。 漁港機能保全計画更新事業 内容：漁港施設の機能保全計画の更新 必要性・効果：漁港機能の適切な保全を図るため、既存の漁港施設の計画的な補修・改修による長寿命化を目的として更新するもの 体験滞在交流施設運営事業 内容：フェスパの運営費 必要性・効果：観光客誘致による地域の活性化、産業の振興 (11)その他 防災・安全交付金事業 港湾改修事業 新しい地方経済・生活環境交付金 (第2世代交付金) 弓削港局部改良事業（県営事業負担金）	町 町 町 町 町 県
--	--	--	----------------------------

（4）産業振興促進事項

（i）産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
上島町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

（ii）当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）及び（3）のとおり。

（5）公共施設等総合管理計画等との整合

上島町公共施設等総合管理計画との整合性を図り、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

ア. 観光・レクリエーション施設

- ・新規整備を抑制し、既存施設を有効活用し、更新費用や維持管理費用を低減。
- ・民間事業者主体の運営を確立し、財政負担の軽減を図りつつサービス維持向上。

- ・閑散期にも、定期的な点検等を行い、改修箇所の早期発見と故障等の拡大防止。

イ. 産業系施設

- ・人口減少や地域経済・地場産業の見通し等を踏まえ、施設の存続の必要性等を検討。
- ・公益性と必要性のバランスを図りながら、受益者負担による施設の維持管理を推進。
- ・民間事業者主体の運営を確立し、財政負担の軽減を図りつつサービスの維持向上。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア. 情報通信基盤

平成 21 年度に情報通信基盤整備事業により、町内に光ファイバーケーブル網を整備し、CATV によるテレビ放送や、インターネット網による告知放送システムによる行政情報やコミュニティー情報等の放送サービスを提供している。

問題点としては、CATV によるテレビ放送において、電波が海面に反射し受信が不安定になるフェージング現象等により、安定した映像確保が阻害される。町では、映像の安定確保の為の受信点改修工事や、機器類の定期的な更新などに取組むが、その財政的負担は大きい。

令和 2 年度から令和 3 年度にかけて新たな防災情報伝達システムの構築を図ったが、システムの更新、アプリのアップデート等が今後の課題となる。

過疎高齢化が進む離島の町村同士が合併して成立した上島町にとって、地理的・空間的制約を克服できる情報通信技術の整備活用は極めて重要である。今後とも財政的支援を受けながら、町民全てが、情報化の恩恵を享受できるよう整備を進める。

イ. 教育現場におけるデジタル化

近年、ICT は飛躍的な進歩を見せており、生成 AI をはじめ、学校現場にも急速に浸透している。

本町では、令和 7 年度より、第 2 期 GIGA スクール構想のもと町内小中学校に 1 人 1 台端末を再配備している。しかし、児童生徒数や学級数の増減に対応することが今後の課題である。

また、令和 3 年度より各校へ校務支援システムを導入し、教職員の業務負担軽減とそれを通じた教育の質の向上を図り、校務の情報化の充実を図っている。しかしながら、クラウド環境における教育データの安全な利活用にはセキュリティの確保が重要である。実際の運用における簡便さを考慮しつつ、システムの機能拡充やネットワーク環境強化とともに、教育情報セキュリティ対策強化等の課題が残ってい

る。

(2) その対策

ア. 情報通信基盤の整備

フェージング現象等の対策として、受信点の改修や冗長化工事を実施し、CATV 映像の安定確保を図るとともに重要機器を更新整備する。

防災情報伝達システムからスマートフォンへの通知を行う防災アプリの安定した情報伝達を維持し、機能強化に努める。

情報通信網の整備を積極的に進めるとともに、それを最大限に活用して電子自治体としての機能を高める。

また、町民生活の豊かさや生産活動の効率化に資するために、情報通信機器を利用する町民能力の向上を図る。

イ. 教育現場におけるデジタル化の推進

教育の場においても、国が進める第2期 GIGA スクール構想により、児童生徒への1人1台端末の再配備が完了したことから、今後は、生成 AI の活用を含む教職員への研修の実施等により効果的に活用できるよう支援に努める。

一方、ICT は過疎地域と都市の地域間格差を是正する有効な手段でもあるが、利用者にとって便利な反面、これを悪用したトラブルや犯罪が複雑化・高度化する事例等が増加していることから適切な情報セキュリティ対策を講じていくことが重要である。

また、既存のシステムに係る維持運営費については費用対効果の観点から、システムの集約・統合による効率化を進め経費削減に努める。

これまでの取組や今後の教育における課題を受け、教育 DX を推進するにあたり、ICT 利活用に必要な環境整備、授業での利活用のための支援体制充実、メディアリテラシー教育の推進、校務の情報化の更なる促進等に努める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業 情報化	上島町 CATV 施設運営事業 内容：町 CATV 運営費 必要性・効果：行政・コミュニティ情報の充実、行政サービスの向上 情報通信システム維持管理事業 内容：行政無線等、緊急通報装置維持管理費	町	

		必要性・効果：行政・コミュニティー情報の充実、行政サービスの向上、緊急時の体制強化		
--	--	---	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上島町公共施設等総合管理計画との整合性を図り、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

ア. CATV 施設

- ・自主放送事業の見直しやあり方を検討し、維持管理費用の低減化を図りつつ、情報通信サービスの維持に努めるほか、使用料の適正化に向けた取り組みを推進。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア. 海上交通

上島架橋の整備は岩城橋の完成により、「ゆめしま海道」が全線開通したが、魚島～弓削島間及び町外への移動は、海上交通に頼らざるを得ない状況にある。

このため、海上輸送の維持確保は不可欠であり、交通の利便性を確保する航路の再編、充実が強く望まれている。

イ. 陸上交通

島という特殊な地理的条件から、各島の集落は狭隘な平野部に密集し点在している。このため、島内道路の整備は、生活面、防災面からも重要であるが、現状としては、幅員が狭小で密集した集落内では、車の離合も困難な箇所が多数あり、早急な整備が望まれる。

令和3年度に「ゆめしま海道」が全線開通し、魚島地区を除く町内移動が陸上交通で可能となった。令和4年4月には町有バス路線を岩城まで延伸する運行再編を行い、令和7年8月からは、多様な利用者のニーズに対応し、地域の移動利便性を向上させるため、町内の一部地域においてデマンドバスの運行を開始した。今後も弓削～生名～岩城間の陸上交通の維持確保及び利便性の向上が求められており、ハード及びソフト面の整備・拡充が必要である。

なお、整備済みの道路ストックについては、整備からかなりの年数が経過し、老朽化が進んでいるストックもあることから、安全面・防災面からみても早期の修繕

が望まれる。

(2) その対策

ア. 海上交通体系の整備

海上交通が必要となる架橋予定のない地域（魚島～高井神島～豊島～弓削島）や町外移動を充実させるため、既設の港湾及び漁港施設の維持確保を図るとともに、安全かつ効率的なサービスを提供するために船舶等の整備を行う。

また、その他の航路については、利用促進と航路の維持・存続さらには利便性の向上を図るとともに、町の最適な航路体系を実現するため、上島町地域公共交通会議により、利用者の視点から海上交通のあり方を検討する。

イ. 陸上交通体系の整備

効率的な交通ネットワークの形成を目指し、交通拠点とのアクセスに配慮した県道・町道の新設・改良及び農道・林道網の整備を推進する。

利用状況に応じた陸上交通の整備や民間事業者を活用した移動手段の確保を検討し、さらなる利便性の向上を図るとともに、維持管理費を見直し持続可能な陸上交通を構築する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道 路 (6)自動車等 自動車 (7)渡船施設 渡 船 (9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	町道全域 舗装修繕 L=4,200m 1級2級町道 道路構造物修繕 N=24箇所 町有バス等購入事業 バス車庫整備事業 船舶整備事業 町有バス運営事業 内容：町有バス運営費 必要性・効果：公共交通整備による交通手段の確保 デマンドバス運営事業 内容：デマンドバス運営費	町 町 町 町 町 町 町 町 町	

		必要性・効果：公共交通整備による交通手段の確保、外出機会の創出 離島航路運航事業 内容：離島航路の運営費	町	
		必要性・効果：公共交通整備による交通手段の確保、地域の活性化 民間交通事業者等支援事業 内容：民間交通事業者支援	町	
		必要性・効果：町民の交通手段の確保 住民旅客運賃補助事業 内容：住民に対する旅客運賃の一部補助	町	
		必要性・効果：町民の交通手段の確保 生活道路改良整備事業（県営事業負担金）	県	
(10)その他				

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上島町公共施設等総合管理計画との整合性を図り、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

ア. 道路

- ・道路、橋梁ともに、既存の維持管理に重点を置き、未改良町道は補助事業を活用。
- ・国のマニュアルや基準に基づき、適切な定期点検と改修工事を実施
- ・住民通報や要望等により、改修箇所の早期発見に努め、事故等の発生・拡大防止。

イ. 港湾、漁港

- ・港湾は、当面は大規模な拡張や統廃合は予定していないが、岩城橋開通による影響調査を基に、駐車場等の必要施設の整備を検討。
- ・漁港は、漁業従事者の動向を見据えて、規模縮小や統廃合等のあり方を検討。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア. 上水道

慢性的水不足に悩まされてきた本町も、昭和 60 年 7 月、広島県からの県境を越えた分水によって一部区域の給水が開始され、平成元年 4 月から魚島を除く町内全域に給水された。

また、魚島地区（魚島・高井神島）においては、平成 9 年に海水淡水化施設が完成し、地域の深刻な水不足は解消された。

しかし、離島である島々を結ぶ海底送水管等の整備に多額の費用を要し、極めて高額な給水量料金となった。このため、利用者の要望に応え高料金対策を行い、平成 2 年 6 月から約半額となる大幅な値下げとともに効率的な運営を行い料金体系の維持に努めてきたが、人口減少による料金収入の減少により、やむを得ず平成 11 年 4 月に約 22.1% の料金値上げを余儀なくされた。

今後も料金収入の減少が続くことが予想されるとともに、上水道施設は施設整備から 40 年以上が経過し、給水管を含めた施設の老朽化が著しく、計画的な長寿命化を実施するとともに低廉で安定した供給体制を確立する必要がある。

魚島、高井神島地区においては、平成 25 年度から平成 29 年度にかけて既設の海水淡水化施設を新規更新したことにより、安定した給水体制が整備されている。今後は施設の定期点検と計画的な維持補修計画により維持管理コストを削減していく必要がある。

イ. 下水処理

本町では、各島々の生活環境向上、公共用水域の水質保全のため、公共下水道等の整備を行い、平成 20 年度には全町で整備を終え、供用を開始している。

弓削島・生名島・岩城島の一部では特定環境保全公共下水道で、佐島・岩城島の一部では農業集落排水、魚島地区ではコミュニティプラント、計画区域外の小規模分散集落については、浄化槽市町村整備推進事業で整備が完了し、使用料等の均一化もなされている。

今後は、ストックマネジメント計画に基づき、耐用年数経過による劣化度や施設の重要度を勘案し、改築・更新の優先順位を決定し、可能な限り事業費の抑制と平準化を行うとともに、人口減少に伴う有収水量の減少が見込まれることから、健全で安定した事業を行うため、改定により自主財源である使用料収入を確保する必要がある。

ウ. 廃棄物処理

可燃ごみを適正に処理するためにごみ処理施設（焼却施設）を集約して整備することは喫緊の課題であったが、平成 20 年 3 月、上島クリーンセンターが弓削島に

完成したことに伴い、弓削をはじめ、生名、岩城、魚島のごみは当施設で焼却できるようになった。しかし、供用開始から 15 年以上経過し、経年劣化等により当施設の設備の改修が必要になってきたことから、令和 6 ~ 7 年度に上島クリーンセンターの老朽化設備の改修・改造を実施し、長寿命化を行った。

最終処分場については、令和 3 年 4 月より佐島一般廃棄物最終処分場が供用開始となり、焼却残査及び不燃ごみ処理を実施している。

し尿及び浄化槽汚泥については、平成 26 年 4 月から汚水処理施設共同整備事業により、弓削地区公共下水道で共同処理を実施している。

以上のことから、施設の更新については概ね終えたが、近年の廃棄物を取り巻く情勢の変化に伴い、より一層廃棄物の資源化を求められている中、本町は愛媛県内でも廃棄物の分別・資源化が進んでいない。よって、今後はごみの排出抑制を図るために資源化を検討していく必要がある。

エ. 消防施設

上島町消防本部は、平成 16 年 10 月の上島町誕生と同時に発足し約 20 年余りが経過した。この間には、消防本部職員の増員配置、救急車搭載型の救急艇の新造による 2 隻体制をはじめ、消防庁舎の建設、デジタル無線整備、救急救助艇の建造、高規格救急車や救助工作車、消防ポンプ車の配備を行うなど消防・救急体制の整備充実が図られた。これにより、町民の安心・安全の確保と迅速な救急搬送や火災への対応が可能となった。

しかし、町の消防を取り巻く状況は、近隣医療機関の規模縮小などにより、遠方救急搬送の増加、活動の長時間化や消防・救急無線のデジタル化にかかる維持経費の問題、そして防災面においてはゲリラ豪雨や南海トラフの巨大地震対策など災害発生要因の多様化、大規模化などへの対応が課題となっている。

また、消防団にあっては昼間の団員の確保対策や青年層の減少に伴う団員の高齢化問題を抱えており、令和 6 年には条例定数 350 名とした。今後、新規入団員の獲得など、団員確保に努めていく必要がある。

オ. 公営住宅

公営住宅は、老朽化し改善の必要なものから更新を進め、平成 23 年度に建替事業は完了した。改修については、平成 24 年度に長寿命化計画を策定（令和 3 年度改訂）し、計画に基づき改修事業を実施している。

カ. 斎場・火葬場

斎場及び火葬場については、岩城地区及び生名地区に斎場を整備している。しかしながら、供用開始から 20 年以上経過しており、耐火物の消耗及び施設の老朽化や維持管理費用の増加が発生している状況である。今後は火葬炉をはじめとした設備類のメンテナンスを計画的に実施し、機能維持と維持管理費用の低減化を図る必要がある。

キ. その他

本町は、海岸線に沿って開けた狭い平地に集落の多くが形成されており、その背後には急傾斜地が迫っているという自然的条件となっている。このため、生活環境施設の整備に限らずあらゆる公共事業の実施にも、その用地確保が大きな問題となっている。

(2) その対策

ア. 上水道

給水開始から 41 年が経過し、給水管を含めた施設の老朽化が著しく、計画的な長寿命化を実施し、より一層の効率的な運営により、コスト縮減に努めるとともに、今後の人口減少に伴う水需要の減少、将来的な施設や設備、管路の更新投資の増加を見込んだうえで、安定的に水道事業を継続していくため、料金水準の適正化について検討していく。

給水区域外である魚島地区においては、平成 29 年度に供用開始した海水淡化施設の定期点検と計画的な維持補修計画により、維持管理コストを削減するとともに人口減少に伴う脆弱な経営基盤を支えていく必要がある。

また、簡易水道事業会計においては特別会計から企業会計へ移行の予定であり、所有財産を明確化し経営の透明化を図るとともに、安定した経営を実施するため適正な使用料の検討が必要である。

イ. 下水処理施設

下水道施設整備については平成 20 年度に全て完了している。

今後は、計画的な維持管理及びストックマネジメント計画による施設の改築・更新を随時実施する。

また、令和 6 年度からは、下水道 3 事業会計を統合し、公営企業会計に移行したことで、経営状況や財務状況をより正確に把握することが可能となり、「経営の見える化」が図られたことから、資産及びコストを含む全体の経営状況を把握したうえで、持続可能な経営の確保のため、適正な使用料改定を実施していく。

ウ. 廃棄物処理施設

限りある資源を有効に利用するためにも、町民、事業者及び行政が一体となってごみの排出抑制（ごみの減量化）を推進する。

エ. 消防施設

救急体制の整備については、高規格救急車の増強配備を行い、予備車を含め 3 台体制となり、救急救命士の養成を計画的に継続することにより、救急搬送体制の高度化を図る。

防災面においては、南海トラフの巨大地震対策を含めたがけ崩れ対策や津波対策などのハード事業や各種ソフト事業を実施し、災害に強い町づくりを進める。

また、消防団の消防施設にあっては、交付金等の活用により小型積載車を順次計画的に更新整備し、消防の機動力のアップを図るとともに女性消防団員や青壮年層の団員の確保対策を進め、消防力の強化と迅速化を図る。

オ. 公営住宅

長寿命化計画に基づき改修をすすめ、入居者の住環境の改善を図るとともに、住宅の維持管理に対する啓発を通して適正な管理運営に努める。
町全体の住宅需要を再検討し、適切な住宅環境を提供する。

カ. 斎場・火葬場

生名・岩城の2地区にある斎場は、長期利用を図るため、今後は、火葬炉等をはじめとした設備類のメンテナンスを計画的に実施し、機能維持、維持管理低減化を図る必要がある。

なお、魚島火葬場は令和元年度、弓削斎場は令和6年度に廃止済である。

キ. その他

事業用地の確保については、限られた町土の有効利用はもとより、海の有効活用を進める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 上水道	上水道等施設整備事業 水道等施設維持補修事業	町	
	(2)下水処理施設 公共下水道	ストックマネジメント計画事業（計画及び実施） 弓削、生名及び岩城浄化センターの施設改築・更新	町	
	農村集落排水施設	農業集落排水施設整備事業（計画及び実施） 4処理区の施設改築・更新	町	
	その他	生活排水処理事業（計画及び実施） 魚島・高井神コミュニティプラントの施設改築・更新	町	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	廃棄物処理施設改修事業	町	
	(4)火葬場	斎場・火葬場改修整備事業	町	
	(5)消防施設	消防施設整備事業	町	

	(6)公営住宅 (7)過疎地域持続的発展特別事業 生 活	救急関係施設整備事業 公営住宅整備事業 弓削地区、生名地区、岩城地区、魚島地区 簡易水道維持運営事業 内容：海水淡水化施設維持管理費、高井神浄水場施設維持管理費 必要性・効果：魚島及び高井神地区の生活用水の確保 離島における救急業務運営事業 内容：救急艇維持管理費 必要性・効果：迅速な救急搬送体制の確立	町 町 町 町
--	--	--	------------------

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

上島町公共施設等総合管理計画との整合性を図り、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

ア. 上水道

- ・安定供給と効率的な施設運営の観点から、最適な施設のあり方を検討。
- ・水道料金の適正化や維持管理費用の低減を図り、持続可能な水道経営の実現。
- ・管路の老朽化を見据え、更新計画の策定と計画に基づく更新事業を推進。

イ. 下水道

- ・中長期的に施設の立地条件や処理の能力等を踏まえ、集約化についても検討。
- ・使用料の適正化や維持管理費用の低減化を図り、持続可能な下水道経営の実現。
- ・テレビカメラ調査等により定期的点検診断を効率化し、ストックマネジメント計画を推進。

ウ. 廃棄物処理施設

- ・一元化を含めたあり方について検討。
- ・環境衛生維持と安全管理の観点から、計画的な更新を進め、維持管理費用を低減化。

エ. 消防施設

- ・将来の人口減少を踏まえた消防体制のあり方の検討に合わせて、消防団の編成とともに消防施設の配置や更新内容についても検討を実施。

オ. 公営住宅

- ・上島町公営住宅ストック総合活用計画及び上島町公営住宅等長寿命化計画を定期的に見直す際に、今後の人口減少や需要等を踏まえて、総量及び配置のあり方を検討。
- ・家賃は、関係法令の改正状況や経済情勢等を総合的に勘案し、必要に応じて見直し。

カ. 斎場・火葬場

- ・火葬場の使用実態や今後の需要を踏まえて、施設の統廃合を検討。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア. 児童福祉

保育所は、旧自治体ごとに設置しているが幼稚園がなく、就学前の子どもが無条件で通える場所がない。少子化が進行し、児童は減少傾向にあるほか、核家族化や共働き家庭の増加に伴い、多様な子育て支援が求められている。

イ. 高齢者福祉

若年層の流出による人口構造の変化により、本町の高齢化率は、全国平均、愛媛県平均と比較しても、かなり高い数値となっている。また、高齢者のいる世帯については、高齢者のみの世帯、単身高齢者世帯の割合が年々増加しており、家族機能・集落機能の維持さえ困難な状況となってきている。

今後も高齢化は進行していくことから、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進は、町にとって緊急かつ重要な課題となっている。

町としても、生涯を通じて健康で生きがいのある生活が送れるよう、健康推進、高齢者介護、地域包括支援センターの3部門を中心に保健・福祉の連携体制を確保し総合的なサービスの提供体制を整えている。

さらに、各種スポーツ施設の利活用により、健康の回復・維持・増進を図っている。

今後さらに高齢者が、健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で老後を生き生きと安心して生活できる地域社会を目指していくとともに、地域社会の変貌に伴い、高齢者に対する包括的で多様なサービスの提供を地域全体で支援し、地域包括ケア体制の構築を行うことが重要になってきている。

(2) その対策

ア. 児童福祉

就学前の子どもが通いやすい保育所環境を整えるため、定員の空きを活かした余裕型一時保育等の事業継続を進めるとともに、地域の状況に応じた保育環境の整備を図る。

子育て世代への経済的支援としては、22歳年度末までの医療費助成（ただし、19歳から22歳までは学生のみ）及び保育料の無償化や15歳未満を対象としたインフルエンザ予防接種費助成等の施策を更に進め、子育て世代への負担軽減を継続していく。

また核家族化や共働き家庭の増加等の多様な家庭状況にも対応するため、放課後児童クラブとの連携を密にとり、活動の充実を図るとともに、老朽化した施設の整備等についても検討していく。

イ. 高齢者福祉

介護保険制度については、国民の老後における不安に応える社会システムとして定着してきており、将来の急速な高齢化の進展を見据え、要介護者予防システムへの転換を図る必要がある。

介護サービスにおいても、サービス量の増大に伴い、質の高いサービスの提供が求められており、ケアマネジメントの体系的な見直しを行い、利用者の立場に立った介護システムの確立を図っていく。

また、本町においては、日常生活に起因する生活習慣病が原因で、要介護者となるケースが多いため、生活習慣病の予防に関する保健事業の取組みが保健及び福祉の向上・推進に必要である。

そのため、30代、40代からの積極的な保健事業を展開することにより、疾病の予防、健康に対する意識の向上を図り、健康で、元気に、老年期が過ごせる健康長寿のまちづくりを目指すとともに、さらに高齢者の生きがい対策として、老人クラブの社会活動の啓発や会員の加入促進を図っていく。

また、誰もが住みなれた町でより安心して暮らしていくために「地域見守りネットワーク事業」等を実施し、隣近所、地域からお互いに見守り、支え合う連絡・通報システムの構築を推進していく。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 (7)市町村保健センター (8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	放課後児童クラブ整備事業 保育所改修事業 保健センター改修事業 保育所 ICT 化事業 内容：保育 ICT システムの導入 必要性・効果：子育て環境の充実、 保育士が働きやすい環境整備 放課後児童クラブ事業 内容：放課後児童クラブ運営費 必要性・効果：子育て環境の充実 子育て支援医療費助成事業 内容：22歳年度末までの医療費助成 (※ただし、19歳から22歳までは学生のみ) 必要性・効果：子育て環境の充実、子育て世帯への負担軽減、早期治療による	町 町 町 町 町 町 町 町	

		健康維持 インフルエンザ予防接種助成事業 内容：生後 6か月から 15 歳までの子どもを対象にインフルエンザの予防接種費用を助成する 必要性・効果：子育て環境の充実、経済的負担軽減 子育て支援事業 内容：保育料の助成等 必要性・効果：子育て世帯の負担軽減、少子化対策	町	
	健康づくり	健康増進事業 内容：がん検診、基本診査、健康相談 必要性・効果：町民の健康増進、医費の削減 予防接種事業 内容：各種予防接種の実施 必要性・効果：町民の健康増進、医療費の削減	町	
	その他	保健活動事業 内容：食育推進・精神保健事業 必要性・効果：町民の健康意識の向上、医療費の削減 母子保健事業 内容：集団健康診査、育児教室 必要性・効果：子育て環境の充実 海水温浴施設改修事業	町	
	(9)その他			

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上島町公共施設等総合管理計画との整合性を図り、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

ア. 子育て支援施設

- ・年少人口の減少や老朽化状況等を勘案し、集約化や統廃合を含めたあり方を検討。
- ・安全管理や機能維持の観点から、老朽化した遊具等の更新や撤去を適切に実施。

イ. 保健・福祉施設

- ・保健センターの集約化や複合化等あり方を検討、実施する。
- ・高齢者施設は、老人人口の見通しやサービス需要を検証し、総量や配置の適正化方針を策定する際に、公設民営や既存施設の民営化など、公民連携手法の採用を検討。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町には、個人開業の医科診療所が弓削島に1施設、歯科診療所が岩城島に1施設、国保健康保険診療所が魚島に1施設、へき地出張診療所が高井神に1施設の計4施設あるが、生名島、岩城島、佐島は無医島、高井神島は週1回の出張診療のみである。

入院については町内にその機能が無いため100%を、通院は施設・診療科などの問題から80%以上を、町外の診療機関へ依存せざるを得ない現状にある。

救急医療については、患者のほとんどを救急艇により町外へ救急搬送しているが、そのうち95%以上が広島県の医療機関への搬送となっている。

平成16年には救急搬送の90%以上を因島内の医療機関に搬送していたが、総合病院の救急体制の縮小や個人病院の減少に伴い、受入件数が徐々に減少した。このことにより、尾道市本土への救急搬送が増加し、搬送時間が長時間化しているが、尾道市本土でも医師等人材不足の影響で受け入れ体制が脆弱化している。

さらに、令和8年度には、因島地区の主要2医療機関が統合となることから、救急医療体制の変化に対する検討が課題となる。

(2) その対策

住民の疾病予防対策として、保健師による訪問指導や健康相談等の保健予防活動やヘルスプロモーションの充実を図る。

医療体制については、個人健康データバンクを利用して保健、医療、福祉などの関係機関が一体となった地域総合医療ネットワークの構築を図るとともに、将来的には県境を越えたネットワークの形成、個人認証カードの有効な利活用等も考慮する。

救急医療については、地理的条件から広島県の医療機関への依存率が高く、医療機関統合による二次救急医療への影響が大きいため、県境を越えた広域的な協力体制、連携強化を積極的に展開する。また、救急要請の重複に対応するため、救急体制の維持強化に努める。

町内における診療所及び医療の機能維持と充実に努めるとともに、町外の医療機関に円滑に通院できる施策を総合的に推進する。

魚島・高井神地区の国民健康保険診療所の医師確保については、医師の退職から

次の医師の採用までの期間を短くし、無医期間を生じさせないよう広く全国に医師を公募する。また無医期間が生じた場合は、町内外の医療機関等と協力し対策を講じる。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	町営国保診療所運営事業 内容：町営診療所一般会計繰入金 必要性・効果：魚島、高井神地区の医療の維持と充実	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上島町公共施設等総合管理計画との整合性を図り、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

ア. 医療施設

- ・岩城診療所は、現在閉所中であるが、地域の中心的な医療施設となるため早急な医療体制の整備を図る必要がある。
- ・魚島診療所及び高井神へき地出張診療所は、地域医療確保の観点から、医師及び看護師の確保を含めて、存続を図る必要がある。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア. 学校教育

本町には小学校4校、中学校3校、高等学校1校、高等専門学校1校があり、比較的恵まれた教育環境であるとともに、住民の教育に対する意識も高い。しかし、少子化や過疎化による児童生徒数の減少が著しく、児童生徒のよりより教育環境の構築、維持のため、町立学校の適正配置を進めている。今後、既存施設の維持管理・長寿命化を行っていくための財源確保が課題である。

また、児童生徒の未来に向け、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の育成を図るためにも、学校運営協議会等を活用し、学校・家庭・地域の連携を強めることによる特色のある学校運営と安全・安心で充実した教育環境の整備、さらに教職員がやりがいを感じながら働ける環境が必要である。

イ. 社会教育

公民館活動における各種講座や生涯学習をはじめ、婦人会、老人クラブ、文化協会等の任意団体が中心となって地域行事に貢献している。

施設については、公民館、集会所、開発総合センター、コミュニティセンター、体育館、グラウンド、テニスコートなどがあり、社会教育の活動拠点となっている。

しかし、耐震補強や改修が必要な施設もあることや、各施設が分散しているため、利用面、管理面で問題を抱えている。

(2) その対策

ア. 学校教育

ゆめしま海道の全通に伴い、児童・生徒の積極的な島間交流を推進しつつ精神的な一体感の醸成に努め、上島町に愛着と誇りを持つ心豊かでたくましい児童生徒の育成を図る。また、地元高等教育機関である高校・高専の積極的支援に努め、地域、近隣市町の中学校・教育委員会及びPTA等ともこれまで以上に連携強化を図り、定員の確保に努める。特に弓削高等学校の存続に向けて、同校生徒専用の「ゆめしま未来塾」、「ゆめしま寮」の運営など、魅力化プロジェクトを継続する。

町立学校については、適正配置を実施し、休廃止施設の利活用及び学校給食センターや教員住宅の在り方、通学手段の確保並びに学校経営方針等、学校教育の更なる充実に向けた整備を推進する。

イ. 社会教育

交流の促進と社会教育を担う人材の育成に努めるなど、社会教育活動の充実を図

る。

全国離島中学生野球大会への参加を継続する。

また、社会教育の活動拠点となる公民館、集会所、スポーツ関連施設等が分散して設置されているため、利用面、管理面で問題を抱えている各施設の改修や総合施設の整備等を適宜行い、町民誰しもが気軽に安全に交流活動やスポーツに取組めるよう、定期的な施設整備を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎 教職員住宅 スクールバス・ボート 給食施設 その他	空調設備改修事業 教員住宅改修事業 スクールバス購入事業 給食センター改修事業 給食運搬車購入事業 IT機器整備事業	町 町 町 町 町	
	(3)集会施設、体育施設等 公民館 体育施設 その他	公民館整備事業 既存施設を活用した中央公民館機能 を有する施設の整備 体育施設改修事業 内容：体育施設の改修等 必要性・効果：地域間交流、スポーツ 振興 いきなスポレク公園改修事業 各種教室・公演会実施事業	町 町	
	(4)過疎地域持続的発 展特別事業 義務教育	スクールバス運営事業 内容：スクールバス運営費 必要性・効果：通学の交通手段確保 魚島離島留学事業 内容：さざなみ寮運営及び親子型留学 補助並びに留学生帰省費等補助 必要性・効果：児童生徒の確保により	町	

	高等学校	魚島小中学校の存続及び魚島地区の活性化 弓削高等学校振興対策事業補助金事業 内容：入学祝金、通学費補助、自転車購入補助、町有施設利用費補助、大会参加費補助、全国募集補助、下宿生家賃補助、学校魅力化関係補助 必要性・効果：町唯一の県立高等学校の存続 弓削高等学校魅力化プロジェクト事業 内容：魅力化アドバイザー委託、ゆめしま未来塾及びゆめしま寮の運営並びに留学生帰省費等補助 必要性・効果：町唯一の県立高等学校の存続	町 町
	生涯学習・スポーツ	全国離島中学生野球大会事業 内容：全国離島中学生野球大会参加費 必要性・効果：地域間交流、スポーツ振興 愛媛県民球団公式戦誘致事業 内容：県民球团公式戦誘致 必要性・効果：地域間交流、観光客誘致、スポーツ振興 スポーツ施設活用事業 内容：スポレク公園等運営費 必要性・効果：地域間交流、観光客誘致、スポーツ振興	町 町 町 町

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上島町公共施設等総合管理計画との整合性を図り、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

ア. 学校教育施設

- ・児童生徒数の見直し及び老朽化状況や更新時期を踏まえて、統廃合、複合化も検討。
- ・長寿命化計画により、安全確保や防災面も含めた多機能化への対応を図る。
- ・給食体制及び教員住宅は、再編方針等に応じてあり方を検討。

イ. 住民文化系施設

- ・集会施設は、人口減少、老朽化状況及び自治会の集約化等の動向を踏まえ、集会施設の統廃合や他の公共施設との集約化も考慮し、今後の配置のあり方を検討。
- ・文化交流施設は、利用実態や地域性を踏まえて、集約化や複合化の方針を検討。

ウ. 社会教育系施設

- ・公民館は、地域分散型とするか、一極集中型とするか、施設の位置付けや施設の有効活用を図る観点から、利用実態や地域住民の声等を踏まえて、将来のあり方を検討。
- ・郷土館は、施設及び資料類の有効活用を図る観点から、複合化等のあり方を検討。

エ. スポーツ系施設

- ・利用実態と老朽化状況等を踏まえ、統廃合や用途変更を含めたあり方を検討。
- ・受益者負担を徹底し、利用実態に応じた使用料の見直しを継続的に検討。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町の集落は弓削島 11、岩城島 15、生名島 6、佐島 3、魚島 1、高井神島 1 の計 6 島、37 集落から形成されているが、そのほとんどが沿岸のわずかな平坦部に密集しているため、集落内道路は狭小で日常生活・防災面などから、その改良の遅れが問題となっている。

また、集落の全てにおいて過疎・高齢化が著しく、集落機能の低下、存続が危惧されているため、地域活性化等の施策を検討し、早急に対策を講ずる必要がある。

集落の再編整備については、土地、家、集落への執着が強く、現段階では困難である。

(2) その対策

地域おこし協力隊事業として、地域外の人材を積極的に活用し、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図る。

集落の再編については、土地、家、集落への執着が強いため、住民の意向を尊重しながら慎重に検討する。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

上島町公共施設等総合管理計画との整合性を図り、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

文化活動については、地域の自主的な活動が展開されているが、伝統文化については、過疎化・少子高齢化、合併により、その保存・伝承が危惧されている。

文化財は、国指定重要文化財の「定光寺観音堂」「祥雲寺観音堂」をはじめとして、県指定文化財、町指定文化財などが各所に残されているが、各島に点在しており、文化財として十分活用されていない。そのような中で、令和3年10月に中世の塩の莊園として著名な「弓削島莊遺跡」が国の史跡に指定された。

文化施設としては、その拠点となる施設がほとんど整備されていない。今後、文化活動の拠点となる中核施設の整備が課題となっている。

(2) その対策

各種文化団体及び指導者の育成に努めるとともに、伝統文化の保存・伝承のほか、各種文化財の保存と活用を積極的に図り、自主的な地域文化創造活動の活性化を進める。特に国宝「東寺百合文書」がユネスコ記憶遺産（現在の「世界の記憶」）に登録されたこともあり、「弓削島莊遺跡」を核とした中世莊園時代の文化財の調査、保存、活用を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等 その他 (2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	史跡保存活用整備事業 資料館・ガイダンス施設整備事業 内容：文化財資料の保存管理及び活用、PR 必要性・効果：文化財の保存継承、地域間交流 文化財保存継承事業 内容：文化財の保存管理、PR 必要性・効果：文化財の保存継承、地域間交流	町 町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

上島町公共施設等総合管理計画との整合性を図り、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

再生可能エネルギーの利用については、当町では早くから電気自動車、ハイブリッド車等を公用車として導入し、環境への負荷を軽減する施策を実施している。また新エネルギーの利用を積極的に支援することにより、環境保全及び環境問題に関する町民意識の高揚を図るため、平成22年度から平成29年度まで住宅用太陽光発電システムの設置に対しての補助を行った。しかしながら、固定価格買取制度の売電買取価格の低下や大規模太陽光パネル設置による防災上並びに自然環境、生活環境及び景観に影響を及ぼす恐れが生じている。

令和6年度には、上島町地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）を策定し、脱炭素化社会の実現に向け、省エネ家電買換え・電気自動車購入費用への補助を行っているが、さらなる温室効果ガスの排出抑制を行うためにも、計画に基づき、再生可能エネルギーを利用した事業をさらに展開していく必要がある。

(2) その対策

平成30年度には再生可能エネルギー発電設備の設置に関して必要な規制等を行い、町民の生命及び財産の保護を図るとともに、良好な自然環境等を保全するため、「上島町再生可能エネルギー発電設備の設置の規制等に関する条例」を定め、住宅地や耕作放棄地等への無秩序な設置に一定の制限を設けた。

今後は本町の特性にあった再生可能エネルギーについて、最新の法令等の情報収集を行い、環境への負荷の低減及びエネルギーの地産地消を図る施策等を検討していく。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設 (2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	太陽光発電設備整備事業 公共施設等太陽光発電設備等導入調査事業 内容：発電電力の推計、設備概略検討等 必要性・効果：2050年カーボンニュートラルの実現、公共施設への再エネ設備設置可能箇所適正把握 電気自動車購入費補助金事業 内容：電気自動車購入費の一部を補助	町 町 町	

		必要性・効果：環境への負荷の少ない エネルギー利用の促進		
--	--	---------------------------------	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上島町公共施設等総合管理計画との整合性を図り、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

社会の高度化、多様化とともに、地域社会と日常生活や産業活動との融合が薄れかけており、当町の地域としての自立を考えるとき、これまでのような施設整備に加え、今後は、『人づくり』をテーマとした、住民が自ら活発に活動できる環境づくりを重視し、住民が主体となって行われるまちづくり活動が重要である。

また、今後の人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことを踏まえ、公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点によって、計画的に管理を行っていくことが必要となってくる。

さらに、休廃止している公共施設等や廃屋、空き家等について、近隣への被害を及ぼす危険性が高いものについても対策を講じる必要がある。

(2) その対策

地域の持続的発展の原点は、何をおいても人材であり、地域おこしのキーマンとなる人材育成のため、住民自ら企画・実施する研究及び研修を支援する。さらにNPOの創設等への援助、地域づくりのコーディネーターとなるべき行政職員の意識改革及び政策形成能力の開発により、21世紀にふさわしい明るいまちづくり、人づくりを目指す。

また、民意の把握に努め、地域の実態・特性を活かした町としていくために、構造改革特区域計画や地域再生計画等を積極的に活用するなど、地方分権にふさわしい自立したまちづくりを進める。

公共施設等については、公共施設等総合管理計画を適宜見直し、計画的に施設の更新・統廃合・長寿命化等を行うことで、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現する。

また、休廃止している公共施設や廃屋、空き家等について、老朽化による倒壊など近隣への被害を及ぼす危険性が高いものの解体・撤去を実施することにより、景観の保全及び住環境の向上を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		公共施設等総合管理計画改訂事業 内容：公共施設等総合管理計画の改訂 必要性・効果：公共施設の最適な配置の実現 公共施設等解体・撤去事業 内容：休廃止した公共施設や廃屋、空き家等の解体・撤去 必要性・効果：景観の保全及び住環境の向上 個別施設計画改訂事業 内容：公共施設ごとの個別計画の改訂 必要性・効果：統廃合を含めた公共施設の最適な配置の実現	町 町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上島町公共施設等総合管理計画との整合性を図り、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 地域間交流	移住定住促進推進事業 町民音楽祭等交流イベント事業	町 町・団体	高齢化等による新たな担い手、後継者不足解消、移住者の確保 当該施策の効果は将来に及ぶ イベント開催による住民同士、来町者との交流の促進 当該施策の効果は将来に及ぶ
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	レモン産地育成支援事業 遊休農地再生利用対策事業 農作物渴水対策事業 農村環境保全向上活動支援事業（多面的） 鳥獣被害防止対策事業 有害鳥獣総合捕獲事業 有害鳥獣捕獲隊育成事業 猟銃等取得促進事業	町 町 町 町 町 町 町 町 町	レモンの産地化 当該施策の効果は将来に及ぶ 耕作放棄地の活用 当該施策の効果は将来に及ぶ 渴水への対策 当該施策の効果は将来に及ぶ 農地、農道及び水路等の維持管理、景観形成 当該施策の効果は将来に及ぶ 農作物被害減少による農家生産意欲の向上 当該施策の効果は将来に及ぶ 野生鳥獣による農林作物等の被害軽減 当該施策の効果は将来に及ぶ 有害鳥獣捕獲隊の組織化の促進 当該施策の効果は将来に及ぶ 猟銃購入経費の補助 当該施策の効果は将来に及ぶ

		生活環境保全林維持管理事業	町	保全林の保護、災害防止 当該施策の効果は将来に及ぶ
		林業・木材産業循環成長対策事業	町	松林の保護、環境保全 当該施策の効果は将来に及ぶ
		新規就農者育成総合対策事業	町	新規就農者の確保、育成 当該施策の効果は将来に及ぶ
		新規就農者確保緊急円滑化対策事業	町	新規就農者の確保、育成 当該施策の効果は将来に及ぶ
		新規就農支援事業	町	新規就農者の確保、育成 当該施策の効果は将来に及ぶ
商工業・6次産業化	商工業育成事業		町	地域の商工業活性化 当該施策の効果は将来に及ぶ
	観光推進事業		町	観光客誘致による地域の活性化・産業の振興 当該施策の効果は将来に及ぶ
企業誘致	過疎地域等自立活性化推進事業		町	人材・企業誘致による過疎化の抑制、地域の活性化 当該施策の効果は将来に及ぶ
	魚島観光センター運営事業		町	観光客誘致による魚島地区の活性化 当該施策の効果は将来に及ぶ
その他	新規創業・事業展開支援事業		町	観光客誘致による地域の活性化、産業の振興 当該施策の効果は将来に及ぶ
	海岸保全施設長寿命化計画策定事業		町	長期的な機能保持と島内主要産業、観光振興への寄与 当該施策の効果は将来に及ぶ
	漁港機能保全計画更新事業		町	漁港機能の適切な保全を図るため、既存の漁港施設の計画的な補修・改修による長寿命化を目的として更新するもの 当該施策の効果は将来に及ぶ

		体験滞在交流施設運営事業	町	観光客誘致による地域の活性化、産業の振興 当該施策の効果は将来に及ぶ
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化	上島町 CATV 施設運営事業 情報通信システム維持管理事業	町	行政・コミュニティー情報の充実、行政サービスの向上 当該施策の効果は将来に及ぶ
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	町有バス運営事業 デマンドバス運営事業 離島航路運航事業 民間交通事業者等支援事業 住民旅客運賃補助事業	町	公共交通整備による交通手段の確保 当該施策の効果は将来に及ぶ
			町	公共交通整備による交通手段の確保、地域の活性化 当該施策の効果は将来に及ぶ
			町	公共交通整備による交通手段の確保、地域の活性化 当該施策の効果は将来に及ぶ
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 生活	簡易水道維持運営事業 離島における救急業務運営事業	町	魚島及び高井神地区の生活用水の確保 当該施策の効果は将来に及ぶ
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	保育所 ICT 化事業 内容：保育 ICT システムの導入 必要性・効果：子育て環境の充実、保育士が働きやすい環境整備	町	子育て環境の充実、保育士が働きやすい環境整備 当該施策の効果は将来に及ぶ

		放課後児童クラブ事業	町	子育て環境の充実 当該施策の効果は将来に及ぶ
		子育て支援医療費助成事業	町	子育て環境の充実、子育て世帯への負担軽減、早期治療による健康維持 当該施策の効果は将来に及ぶ
		インフルエンザ予防接種助成事業	町	子育て環境の充実、経済的負担軽減 当該施策の効果は将来に及ぶ
		子育て支援事業	町	子育て世帯の負担軽減、少子化対策 当該施策の効果は将来に及ぶ
	健康づくり	健康増進事業	町	町民の健康増進、医療費の削減 当該施策の効果は将来に及ぶ
		予防接種事業	町	町民の健康増進、医療費の削減 当該施策の効果は将来に及ぶ
	その他	保健活動事業	町	町民の健康意識の向上、医療費の削減 当該施策の効果は将来に及ぶ
		母子保健事業	町	子育て環境の充実 当該施策の効果は将来に及ぶ
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的 発展特別事業 自治体病院	町営国保診療所運営事業	町	魚島、高井神地区の医療の維持と充実 当該施策の効果は将来に及ぶ
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 義務教育	スクールバス運営事業 魚島離島留学事業	町	通学の交通手段確保 当該施策の効果は将来に及ぶ 児童生徒の確保及び小中学校の存続並びに魚島地区の活性化 当該施策の効果は将来に及ぶ
	高等学校	弓削高等学校振興対策事業補助金事業	町	町唯一の県立高等学校の存続 当該施策の効果は将来に及ぶ

		弓削高等学校魅力化プロジェクト事業	町	町唯一の県立高等学校の存続 当該施策の効果は将来に及ぶ
	生涯学習・スポーツ	全国離島中学生野球大会事業	町	地域間交流、スポーツ振興 当該施策の効果は将来に及ぶ
		愛媛県民球団公式戦誘致事業	町	地域間交流、観光客誘致、スポーツ振興 当該施策の効果は将来に及ぶ
		スポーツ施設活用事業	町	地域間交流、観光客誘致、スポーツ振興 当該施策の効果は将来に及ぶ
10 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等 その他	資料館・ガイダンス施設整備事業	町	文化財資料の保存管理及び活用、地域間交流 当該施策の効果は将来に及ぶ
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	文化財保存継承事業	町	文化財の保存継承、地域間交流 当該施策の効果は将来に及ぶ
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	公共施設等太陽光発電設備等導入調査事業 電気自動車購入費補助金事業	町	2050年カーボンニュートラルの実現、公共施設への再エネ設備設置可能箇所適正把握 当該施策の効果は将来に及ぶ 環境への負荷の少ないエネルギー利用の促進 当該施策の効果は将来に及ぶ
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		公共施設等総合管理計画改訂事業 公共施設等解体・撤去事業 個別施設計画改訂事業	町	公共施設の最適な配置の実現 当該施策の効果は将来に及ぶ 景観の保全及び住環境の向上 当該施策の効果は将来に及ぶ 統廃合を含めた公共施設の最適な配置の実現 当該施策の効果は将来に及ぶ